

「岡山県パーソントリップ調査」データ利用規約

(総則)

- 第1条 本規約は、岡山県（以下「県」という。）が「岡山県パーソントリップ調査」により収集したデータ（以下「データ」という。）について、利用申請者及び利用者が、県から提供を受け、利用するにあたって遵守すべき利用規約を定めるものである。
- 2 本規約に定める申請、通知、応諾及び報告は、書面により行わなければならない。
 - 3 本規約に基づき提供可能なデータの項目は、別表のとおりとする。

(データの提供)

- 第2条 以下に該当する者は、データの利用を申請し、又は提供を受けることができない。
- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ④ 本県の公共交通体系の維持・改善を阻害する恐れがある者
- 2 データの提供を受けたい者は、「岡山県パーソントリップ調査」データ利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、岡山県県民生活部県民生活交通課へ提出しなければならない。
 - 3 県は申請内容を審査し、提供するデータの範囲を決定し、「岡山県パーソントリップ調査」データ提供承認通知書（様式第2号）により通知するとともに、提供を認めた範囲のデータを、別途定める方法により利用申請者へ送付する。

(データの管理)

- 第3条 利用者は、提供を受けたデータを廃棄するまで、申請書に記載された管理方法並びに県から指示のあった管理方法に基づき適正に情報を管理するものとする。
- 2 利用者は、県にデータ利用状況の報告を求められたときは、速やかに対応するものとする。
 - 3 利用者は、データの漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、直ちに県へその内容及び原因を報告し、指示に従うものとする。

(データの利用)

- 第4条 利用者は、県から認められた範囲に限り、提供を受けたデータを利用できるものとする。
- 2 利用者は、県が特に認める場合を除き、以下の①～③に即し、提供されたデータについて、特定の個人又は施設等が第三者に識別されないように利用しなければならないものとする。
 - ① 他の個人情報と連結しないこと。
 - ② 個人・施設等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。
 - ③ 提供されたデータについて、他の公表値と組み合わせる等の方法により特定の個人を識別しうる場合にあつては、その知見を公表しないこと。
 - 3 利用者は、県が特に認める場合を除き、提供を受けたデータを第三者へ提供又は開示してはならない。

- 4 利用者は、提供を受けたデータを用いた調査研究の一部を第三者へ委託しようとするときは、「岡山県パーソントリップ調査」データ利用に係る業務委託届出書（様式第3号）を提出し、県の承認を受けなければならない。

（申請内容の変更等）

第5条 利用者は、データの利用方法について変更が生じたときは、直ちに「岡山県パーソントリップ調査」データ利用に係る変更申請書（様式第4号）を提出し、県の承認を受けるものとする。

- 2 前項に該当する場合において、利用者は、県から変更承認通知があるまで、データの利用を行ってはならない。また、県から不応諾の通知がなされた場合は、直ちに提供されたデータ及び当該データを元に作成した資料等を全て廃棄した上で、「岡山県パーソントリップ調査」データ廃棄処置報告書（様式第5号）により廃棄処置の報告を行うものとする。

（利用期間）

第6条 利用者は、提供を受けたデータを、承認を受けた期間内に限り利用できるものとする。

- 2 前項において、期間を超えてデータを利用する必要がある際は、前条の手続きに従うものとする。

（調査）

第7条 利用者は、県からデータの利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法についての調査を行う旨の通知を受けた場合、利用場所への立ち入り及び帳票その他の書類の閲覧等について、調査に必要な範囲において協力しなければならない。

（調査研究成果の報告）

第8条 利用者は、データを利用した調査研究の成果について、「岡山県パーソントリップ調査」データ利用実績報告書（様式第6号）により県へ報告するものとする。

- 2 調査研究成果について、利用者が公表する場合は、県から情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記するものとする。
- 3 調査研究の成果について、県及び県内市町村は、自らが実施する公共交通ネットワークの維持・改善の取組において、引用元を明らかにした上で、無償で使用できるものとする。

（情報の処理）

第9条 利用者は、データの利用終了後（申請書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等のデータ及び中間生成物を適切に廃棄し、「岡山県パーソントリップ調査」データ廃棄処置報告書（様式第5号）により県へ報告するものとする。

- 2 利用期間終了前に県がデータの破棄を請求したとき（利用者による本規約の違反又は県の判断による情報の提供の停止の場合を含む。）は、前項に定める廃棄の手続きに従わなければならないものとする。
- 3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等、真にやむを得ない事情により、研究の達成が困難となった場合は、速やかに「岡山県パーソントリップ調査」データ利用実績報告書（様式第6号）に理由を記載して県に報告するとともに、データを破棄するものとする。

(禁止事項)

第10条 利用者は、データ利用に際し、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- ① 法令に違反する行為
- ② 公序良俗に反する行為
- ③ 県や第三者の権利を侵害する行為

(利用の停止及び中止)

第11条 利用者は、以下の①～⑤のいずれかに該当すると認められた場合、県から情報の利用の停止又は中止を命じられることがある。この場合、利用者は直ちに利用を停止し、又は中止をしなければならない。

- ① 利用者において、本規約に対する違反があったとき。
- ② 利用者において、情報の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると県が判断したとき。
- ③ 申請書に記載された調査研究等の目的が達成できる見込みがないと県が判断したとき。
- ④ 利用者が申請書の再提出を行った場合において、県が申請内容を審査した結果、これを不応諾としたとき。
- ⑤ その他、利用者が情報の利用を行うことが不適切であると県が判断したとき。

2 利用者は、前項各号のいずれかに該当すると認められた場合、県から以下の①～③の措置を取られることがある。

- ① 一定の期間又は期間を定めずに情報の提供の申請を受け付けないこととすること。
- ② 研究成果の公表を行わせないこととすること。
- ③ 利用者の氏名又は所属機関名を公表すること。

(免責事項)

第12条 データの利用に関する責任は利用者に委ねられており、事由の如何に関わらず、それらの利用により利用者又は第三者に生じた損害については、利用者が全ての責任を負うものとする。

(賠償)

第13条 本規約に違反したデータ利用により、県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 利用者は、本規約に定める事項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、速やかに岡山県県民生活部県民生活交通課へ相談するものとする。

附則 この規約は、令和5年8月16日から施行する。

別表

項目	内容
性別	①男性 ②女性
年齢	15歳以上（15－17歳、18－19歳、20歳以上は5歳ごとに区分）
自宅住所	市区町村、町（大字）
就業・就学状況	①会社員・公務員・団体職員等 ②自営業（自宅の仕事） ③自営業（自宅外で仕事） ④農林水産業 ⑤主婦（夫） ⑥生徒・学生 ⑦現在仕事をしていない
自動車免許の有無	①自動車免許あり ②二輪・原付のみあり ③自主返納した ④持っていない
自動車の所有状況	自由に使える自動車 ①ある ②ない
移動の有無	調査当日の移動 ①ある ②ない
トリップ番号	
出発地	市区町村、町（大字）、施設の種類（※）
移動先（目的地）	市区町村、町（大字）、施設の種類（※）
出発時刻	①午前 ②午後、時、分
到着時刻	①午前 ②午後、時、分
移動の目的	①出勤 ②登校 ③業務 ④買物 ⑤通院 ⑥私用（買物・通院を除く） ⑦帰宅 ⑧その他
利用した交通手段	①徒歩 ②自転車 ③バイク（原付含む） ④自動車（運転） ⑤自動車（同乗） ⑥路線バス ⑦貸切バス ⑧鉄道 ⑨路面電車 ⑩タクシー ⑪デマンドタクシー ⑫船舶・飛行機 ⑬その他（利用した順番に複数回答）
利用した駅等	駅、電停、バス停の名称（利用した順番に複数回答）
拡大係数	市区町村別、性別、年齢階層別で設定 （一部、サンプル数が少ない区分を統合）

（※）施設の種類 ①住宅・寮 ②学校・幼稚園・保育所・教育施設 ③文化・宗教施設
④医療・福祉・厚生施設 ⑤事務所・会社・銀行 ⑥公官庁
⑦問屋・卸売施設 ⑧商業施設・商店 ⑨飲食店 ⑩宿泊・娯楽施設
⑪工場・倉庫・作業所 ⑫交通・運輸施設 ⑬農林漁業作業地・施設
⑭その他施設